

中之条町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	14,576	10,502,997	666,521	2,076,781	19.8	15.9

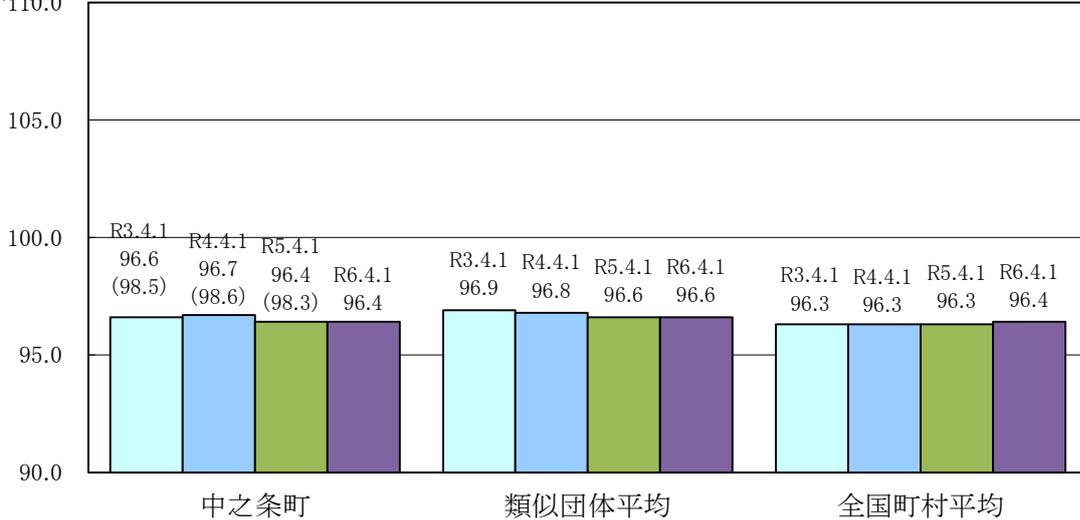
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	182	695,650	116,679	287,361	1,099,690	6,042	5,708

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例) 110.0



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	円	円	円 (%)	%	%	2.76%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	月	月	月	月	月	4.6月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.5%引下げ。(若年層については、0%。高齢層については3.8%)。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、中之条町においては0%。
 (実施時期) 平成30年4月1日より実施。令和6年度廃止。

(参考)

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
中之条町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	0%

③その他の見直し内容

特になし。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中之条町	42.9 歳	319,483 円	362,337 円	343,556 円
群馬県	42.8 歳	327,700 円	399,771 円	358,767 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.8 歳	309,513 円	358,114 円	334,718 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中之条町	50 歳	10 人	294,729 円	317,709 円	317,463 円	—	—	—	—
うち学校給食員	51 歳	4 人	303,200 円	314,225 円	317,192 円	飲食物調理従事者	44 歳	270,900 円	1.16
うち用務員 (小中学校)	52 歳	3 人	300,567 円	326,453 円	329,928 円	他に分類されない、運搬・清掃・包装等従事者	49 歳	244,800 円	1.33
	歳	人	円	円	円		歳	円	
群馬県	56.1 歳	57 人	345,200 円	374,001 円	362,712 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	4 人	290,973 円	313,408 円	300,549 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
中之条町	—	—	—
うち学校給食員	5,273,828 円	3,529,700 円	1.49
うち用務員 (小中学校)	5,415,098 円	3,297,300 円	1.64
	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3～5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中之条町	41.1 歳	314,700 円	332,930 円
群馬県	43.2 歳	362,900 円	463,316 円
類似団体	41.7 歳	299,825 円	331,828 円

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		中之条町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	200,900 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	169,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	151,200 円	165,500 円	-
	中学卒	- 円	- 円	-
教育職	大学卒	196,200 円	224,400 円	-
	高校卒	166,600 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

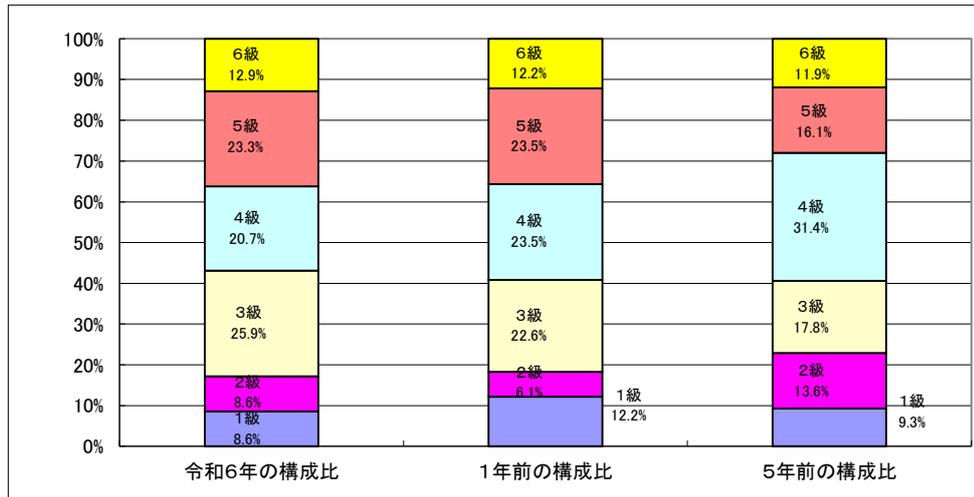
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,200 円	357,300 円	379,500 円	396,600 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	382,800 円
技能労務職	高校卒	- 円	281,400 円	287,200 円	320,500 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

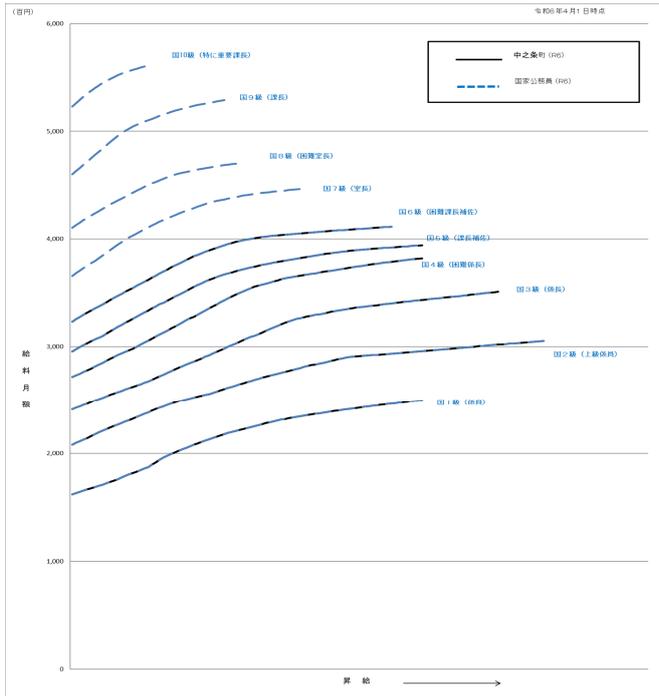
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	10人	8.6%	162,100円	249,400円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10人	8.6%	208,000円	305,200円
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う保育士、教諭の職務	30人	25.9%	240,900円	351,000円
4 級	1 係長の職務 2 主査の職務 3 特に困難な業務を行う保育士、教諭の職務	24人	20.7%	271,600円	382,000円
5 級	1 補佐の職務 2 主任保育士の職務 3 教頭の職務	27人	23.3%	295,400円	394,000円
6 級	1 課長の職務 2 事務局長の職務 3 次長、室長の職務 4 保育所長の職務	15人	12.9%	323,100円	411,300円

- (注) 1 中之条町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（中之条町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
上位、標準、下位の区分	○		○		
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		○		○	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中之条町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,568 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,632 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(中之条町)

令和6年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(6年4月1日現在)

中之条町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給)	(2%~20%加算)		(退職時特別昇給)	(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	11,883 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		14,929 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		77 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
中之条町	2 %	193 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		77 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		2,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		13.8 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
マイクロバス運転業務手当	中型自動車免許取得者	マイクロバス運転業務	77千円	50km以内500円、 50km以上1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	37,577 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	216 千円
支給実績(4年度決算)	32,088 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	155 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	・配偶者 10,000円 ・子 11,000円 ・父母等 6,500円 ※16～22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		18,046 千円	265,382 円
住居手当	借家・借間(家賃16,000円以上) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ		7,033 千円	260,481 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用(2km以上)することを常例とする職員に支給	同じ		15,242 千円	122,919 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員についてその職務の特殊性に基づき支給 ・課長、局長等 月額 50,200円 ・次長、室長 月額 33,400円 ・保育所長 月額 25,100円	同じ		10,239 千円	538,895 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤し、常時勤務に服する職員に支給(11月～3月)	異なる	支給率	10,753 千円	57,503 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給	同じ		4,041 千円	56,915 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	636,000 (795,000 円)	円	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円/ 382,500 円		
	副市町村長	550,800 (648,000 円)	円	700,000 円/	430,400	円
報 酬	議 長	315,000 (円)	円	408,000 円/	230,000	円
	副 議 長	255,000 (円)	円	342,000 円/	180,000	円
	議 員	235,000 (円)	円	323,000 円/	157,000	円
期 末 手 当	市区町村長	(5年度支給割合)				
	副市町村長	4.4	月分	加算措置 20%		
退 職 手 当	議 長	(5年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	4.4	月分			
備 考	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市町村長	給料月額×在職年数×520/100		13,228,800	任期ごと	
		給料月額×在職年数×300/100		6,609,600	任期ごと	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

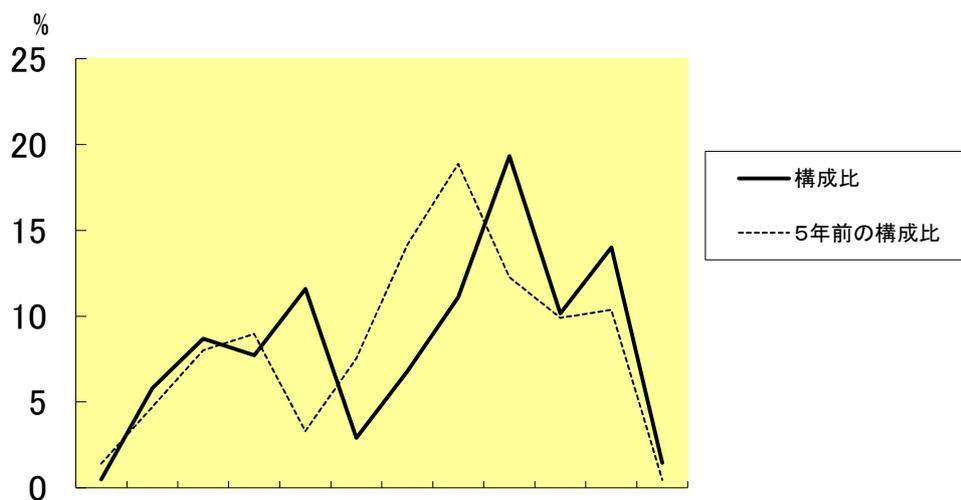
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	業務増 業務内容見直し等 業務内容見直し等 組織構成の見直し 組織構成の見直し
		総 務	32	34	2	
		税 務	9	9	0	
		民 生	48	46	△ 2	
		衛 生	18	16	△ 2	
		農 水	0	0	0	
		商 工	19	14	△ 5	
土 木	9	13	4			
	計	7	7	0		
	計	144	141	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 94.39 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 88.99 人)	
	教育部門	40	41	1	業務増	
	小 計	184	182	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 121.84 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 108.29 人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	9	7	△ 2	業務内容見直し等 業務内容見直し等	
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	15	16	1		
	小 計	26	25	△ 1		
合 計		210	207	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 138.57 人	
		[330]	[330]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2)年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	1人	12人	18人	16人	24人	6人	14人	23人	40人	21人	29人	3人	207人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	134	145	146	143	144	141	7(5.0%)
教育	46	41	40	39	40	41	-5(12.2%)
普通会計計	180	186	186	182	182	182	2(1.1%)
公営企業等会計計	32	30	30	31	26	25	-7(-28%)
総合計	212	216	216	213	210	207	-5(-2.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 348,629	千円 49,555	千円 48,900	% 14.0	% 12.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 8	千円 31,246	千円 4,593	千円 13,061	千円 48,900	千円 6,113

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
中之条町	44.0 歳	336,040 円	501,986 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中之条町(水道事業職員)		中之条町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(5年度)		1人当たり平均支給額(5年度)	
1,653 千円		1,568 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

中之条町(水道事業職員)				中之条町			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分 24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分 24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分 33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分 33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分 47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分 47.709	月分
最高限度	47.709	月分 47.709	月分	最高限度	47.709	月分 47.709	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		
(退職時特別昇給)	(2%~20%加算)			(退職時特別昇給)	(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	千円			1人当たり平均支給額	11,883 千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		646 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		81 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
中之条町	2 %	7 人	2 %

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		95 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		11,875 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		50.0 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
マイクロバス運転業務手当	中型自動車免許取得者	マイクロバス運転業務	77千円	50km以内500円、 50km以上1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	1,188 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	170 千円
支給実績(4年度決算)	1,091 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	156 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	・配偶者 10,000円 ・子 11,000円 ・父母等 6,500円 ※16～22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		1,376 千円	344,000 円
住居手当	借家・借間(家賃16,000円以上) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ		642 千円	321,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用(2km以上)することを常例とする職員に支給	同じ		422 千円	105,500 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員についてその職務の特殊性に基づき支給 ・課長、局長等 月額 50,200円 ・次長、室長 月額 33,400円 ・保育所長 月額 25,100円	同じ		602 千円	31,684 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤し、常時勤務に服する職員に支給(11月～3月)	異なる	支給率	509 千円	63,625 円

(2) 自動車教習所事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 89,477	千円 5,561	千円 30,608	% 34.2	% 34.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
5年度	人 6	千円 21,059	千円 3,955	千円 5,594	千円 30,608	千円 5,101

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 5,246

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
中之条町	49.6 歳	329,580 円	491,745 円
団体平均	49.3 歳	303,641 円	456,167 円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中之条町(自動車教習所事業職員)		中之条町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(5年度)	1,573 千円	1人当たり平均支給額(5年度)	1,568 千円
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分	勤勉手当 2.05 月分	期末手当 2.45 月分	勤勉手当 2.05 月分

(1.375)月分 (0.975)月分	(1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (6年4月1日現在)

中之条町(自動車教習所事業職員)			中之条町		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 (2%～20%加算))	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置 (退職時特別昇給 (2%～20%加算))	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	千円		1人当たり平均支給額	11,883	千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		398 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		80 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
中之条町	2 %	5 人	2 %

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		-		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		%		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
マイクロバス運転業務手当	中型自動車免許取得者	マイクロバス運転業務	0千円	50km以内500円、 50km以上1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	836 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	167 千円
支給実績（4年度決算）	1,022 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	204 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	一般職と同じ	同		738 千円	246,000 円
住居手当	一般職と同じ	同		780 千円	260,000 円
通勤手当	一般職と同じ	同		172 千円	43,000 円
管理職手当	一般職と同じ	同		786 千円	393,000 円
寒冷地手当	一般職と同じ	同		369 千円	73,800 円